

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

佐賀厚生年金 事案 969

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年7月15日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月15日から同年7月15日まで

昭和49年4月にA社に入社し、関係会社であるB社に52年7月に出向を命じられるまでA社で勤務していた。昭和52年5月15日から同年7月15日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、その期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録によると、申立人は、昭和49年4月1日付けで同社に入社し、B社への出向に関しては、52年7月5日付けで申立人に対し内示があり、同年7月15日付けで異動したことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和52年7月14日にA社を離職し、同年7月15日にB社に係る雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の同社に係る資格喪失日が昭和52年5月15日と記録されていることについて、同社に照会したところ、当時の届出に関する資料が無く原因は不明であるとした上、同社は、「申立人が昭和52年7月15日以前に転勤等により他部署へ異動した記録は無く、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している理由は分からない。」と回答している。

加えて、B社に係るオンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は延べ425人おり、その直前にA社に係る被保険者資格を喪失している者が申立人を含めて延べ139人確認でき、そのうち132人は、B社に係る資格取得日とA社に係る資格喪失日とは同日とされていることが確認できるが、残る7人（申立人を含む。）については、申立人のほか、申立人の記録と同じ被保険者資格の取得日と喪失日の者が1人、同月内に被保険者資格の喪失日と取得日がある者が2人、及び月末（3月31日）に資格喪失し翌月（4月）1日に資格取得している者が3人みられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社に係る雇用保険の離職日及びB社への異動に係る内示日以前に、申立人が昭和52年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人が昭和52年7月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。